



庄原市補助金ガイド

あなたの暮らしや地域づくりを応援します。

庄原市には、市民の皆さんの生活をはじめ、産業活性化や地域づくりなどを応援する補助事業が多くあります。
その中から、今回は「知っておきたい」今年こそ活用したいという補助金をピックアップして紹介します。
※ここに掲載する内容は、補助金概要の一部です。採択要件など詳しくは担当課で確認をしてください。

生活環境の改善を支援

生ごみ処理容器等購入補助金

一般家庭から排出される生ごみの減量と資源化を図るため、生ごみ処理容器および生ごみ処理機を購入、設置する方に補助金を交付します。
補助金 購入費の1/2で、上限は1万6千円。
問い合わせ 環境衛生課環境衛生係 (0824-72-1398) または各支所環境建設室

飲料水供給施設整備費補助金

飲用水が不足する地域で、ボーリング方式などにより水源を整備される方に補助金を交付します。
※対象地域は、庄原市水道事業給水区域および簡易水道給水区域内の給水

住宅用太陽光発電システム等設置補助金

自然エネルギーの積極的な利用と地球温暖化防止を図るため、住宅用太陽光発電システムなどを設置される方に補助金を交付します。
補助金 太陽電池モジュール1kWあたり3万5千円で、上限は14万円。省エネ設備を併せて整備されると、さらに7万円。
問い合わせ 環境衛生課環境衛生係 (0824-72-1398)

生活道整備補助金

生活道(国道・県道・市道以外)の改

木造住宅耐震改修促進補助金

良または舗装に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。
補助金 事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40%を乗じた額。1カ所当たりの上限は64万円。
問い合わせ 建設課管理係 (0824-73-1150) または各支所環境建設室

耐震改修工事、工事費用の1/3以内で、上限は4万円。

耐震改修工事は、工事費用の1/3以内で、上限は4万円。
問い合わせ 都市整備課建築係 (0824-73-1151)

農家経営をバックアップ

がんばる農業支援事業補助金

市が推進する農業自立振興プロジェクトによる農業振興を図り、「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設などの整備について、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

- ① 他の補助事業の対象とならない農畜産物生産を行うための機械施設の整備事業。
 - ② 高付加価値化による農畜産物の販売拡大のための開発経費および加工する機械施設の整備事業。
 - ③ 家畜自給粗飼料生産に係る農機具などの整備事業。
- 補助金 対象事業に要する経費の1/3以内で、農業者1人当たりの事業費上限額は100万円。
問い合わせ 農林振興課農業振興係 (0824-73-1132) または各支所地域振興室

堆肥利用促進事業補助金

家畜ふん堆肥を購入し、農作物の生産に使用している農業者などに補助金を交付します。
補助金 バラ売り堆肥は購入経費の1/2以内、または1ト当たり1千円のいずれか低い額。袋詰め堆肥は購入経費の1/2以内、または1袋当たり100円のいずれか低い額。
問い合わせ 農林振興課畜産振興係 (0824-73-1227) または各支所地域振興室

循環型農業推進土壌分析事業補助金

家畜ふん堆肥を利用し、農作物の生産をしている農用地の土壌分析費用を補助します。
補助金 農協へ委託して実施する土壌分析に要する経費の1/3以内。ただし、同一農用地は年2回まで。
問い合わせ 農林振興課畜産振興係 (0824-73-1227) または各支所地域振興室

有害鳥獣防除事業補助金

イノシシ被害を防止するため、電気柵などを購入し設置する方に補助金を交付します。

地域農業の担い手を育成

農業後継者育成事業奨励金

農業後継者の育成を推進するため、県立農業技術大学校や市内の農家などで1年以上の営農研修を行う方に研修奨励金を交付します。研修終了後、1年以内に市内で農業経営を開始し、5年以上継続する方です。
奨励金 月10万円で2年以内。
問い合わせ 農林振興課農業振興係 (0824-73-1132) または各支所地域振興室

かんたん就農塾

新規就農者を増やすため、県立農業技術大学校が主催する就農研修の受講者に対し受講料の一部を補助します。
補助金 対象経費の1/2以内。
問い合わせ 農林振興課農業振興係 (0824-73-1132) または各支所地域振興室

新婚世帯家賃支援補助金

民間賃貸住宅に居住する新婚世帯(平成21年4月1日以降に婚姻届提出した方で、夫婦ともに40歳未満)を対象として、人口減少の著しい若年層の市内への定住と、経済的支援を目的として、家賃・通勤経費の一部を補助します。
補助金 実質家賃負担額から3万円を控除した額で、上限は2万円/月。市外通勤の方には通勤加算として3千円/月。期間は24カ月です。
問い合わせ 商工観光課観光定住係 (0824-73-1179) または各支所地域振興室

空き家活用改修費補助金

地域資源である空き家の有効利用と定住の促進を図るため、空き家を取得および改修し、本市へ定住しようとする方に補助金を交付します。

畜産経営をバックアップ

家畜飼養施設増改築等支援事業

飼養規模拡大のために、市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎を新築・増改築する場合に、対象経費の1/3以内で補助します。新築や増改築の場合によって上限が異なります。

和牛水田放牧促進事業

市内の和牛飼養農家が、市内の転作田へ和牛を放牧するために必要な電気柵の購入に要する経費の1/2以内を補助します。上限は一式7万円。

家畜粗飼料生産利用促進事業

市内の転作田に家畜粗飼料を栽培する面積に対し、必要経費の1/2以内、または10aあたり1千円〜1万円を補助します。また、転作田で生産された家畜粗飼料を利用した場合、自家消費を除き、必要経費の1/2以内、または10aあたり3千円を補助します。
問い合わせ 農林振興課畜産振興係 (0824-73-1227) または各支所地域振興室

あなたの暮らしや地域づくりを応援します。

繁殖用和牛増頭推進事業補助金

優秀基礎牛または基礎牛を導入・保留する農業者などに、補助金を交付します。
補助金 増頭1頭当たり7万円以内など。

問い合わせ 農林振興課畜産振興係
(☎0824・73・1227)または各支所地域振興室

共同飼育和牛導入事業補助金

市内で3戸以上の農業者が組織する農業団体に、共同で飼養する繁殖用和牛の導入経費を補助します。

補助金 6頭(新規は3頭)までは1頭当たり10万円が上限。7頭(新規は4頭)以上は1頭当たり20万円が上限。
問い合わせ 農林振興課畜産振興係
(☎0824・73・1227)または各支所地域振興室

共同飼育施設建設事業補助金

市内で3戸以上の農業者が組織する農業団体に、牛舎・堆肥舎の建設経費を補助します。

②空き店舗等活用創業支援事業

空き店舗を活用して、小売業・一般飲食店などを新たに創業する場合、その店舗借上料と改装費の一部を補助します。

借上料補助 借上料の1/2以内で、上限は月額4万円。(2年以内)
改装費補助 改装費の1/3以内で、上限は50万円。

③まちなかイベント事業(事業費補助) まちなかを活性化しようとするイベントの事業費の一部補助します。
事業費補助 対象経費の1/2以内で、上限は40万円。

④店舗改装支援事業(改装費補助) 小売業・一般飲食店などが老朽化した現在の店舗を改装する場合、その改装費の一部を補助します。
改装費補助 改装費の1/3以内で、上限は50万円。

問い合わせ 商工観光課商工振興係
(☎0824・73・1178)または各支所地域振興室

地域づくり

活動を支援

自治振興区活動促進補助金

地域課題の解決や、地域の夢の実現に向けて取り組む自治振興区を支援するため、地域振興計画に基づく事業

補助金 対象経費の1/2以内。ただし、堆肥舎の上限は17.5万円。
問い合わせ 農林振興課畜産振興係
(☎0824・73・1227)または各支所地域振興室

地域材活用で林業振興

地域木材住宅建築普及奨励金

木材の地産地消と住宅関連産業の活性化を図るため、地域木材を使用して住宅を新築または改修する方に奨励金を交付します。

対象住宅

- ①木造住宅
- ②主要構造部材等に地域材を使用し、その証明書を添付すること。(現地調査による確認を実施します)

奨励金

地域材の使用量	奨励金の額
2m ³ 以上5m ³ 未満	10万円
5m ³ 以上10m ³ 未満	20万円
10m ³ 以上20m ³ 未満	40万円
20m ³ 以上	60万円

※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

問い合わせ 農林振興課林業振興係(☎0824・73・1227)または各支所地域振興室

を実施する自治振興区に補助金を交付します。申請期限は5月末。

補助金 対象事業費の4/5以内で、上限は1事業につき300万円。(定住促進事業の上限は100万円)
問い合わせ 自治振興課(☎0824・73・1209)または各支所地域振興室

地域づくりリーダー育成事業補助金

住民自治を担う地域づくりリーダーの育成を図るため、自治振興区活動など地域づくり活動を実践している方の研修などに補助金を交付します。

補助金 補助対象経費の3/4で、限度額は5万円。
問い合わせ 自治振興課(☎0824・73・1209)または各支所地域振興室

地域ごみ集積所設置補助金

地域の環境・景観を保持し、公衆衛生の向上を図るため、地域が一体となって新たにごみ集積所を整備する地域に、補助金を交付します。

補助金 対象経費の1/2以内で、上限は4万円。
問い合わせ 環境衛生課環境衛生係
(☎0824・72・1398)または各支所環境建設室

ペレットストーブ等購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。

補助金 ペレットストーブは対象経費の1/3、ペレットボイラーは対象経費の1/3で、上限は12万円。
問い合わせ 政策推進課木質バイオマス係(☎0824・73・1113)

地域に喜ばれるビジネスを支援

庄原市起業支援補助金

地域資源の活用や地域課題の解決、地域への経済的な波及効果など、地域を元気にする」という目的を、ビジネスの手法で解決をすることを目指す事業に対して支援します。

対象事業 地域資源の活用、地域の課題解決の視点からの着想で、地域への貢献度、

防犯灯設置補助金

住民生活の安全確保と地域福祉の向上を図るため、防犯灯を設置する自治振興区、自治会などに補助金を交付します。

補助金 専用柱を設置しないときは、1基当たり1万円。専用柱を設置するときは、1基当たり対象経費額と2万円のいずれか低い額。
問い合わせ 市民生活課生活安全係
(☎0824・73・1154)または各支所市民生活室

農林施設整備

地元受益者が実施する農林施設(農道や林道など)の基盤整備事業に対して補助金を交付します。申請期限は5月末。

補助金 事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に25%を乗じた額。1カ所当たりの上限は37万5千円。
問い合わせ 農村整備課管理係(☎0824・73・1137)または各支所環境建設室

補助金活用のポイント

The point of the subsidy practical use

- 申請してみたい補助金があれば、「採択要件は?」「申請期限は?」など、お早めに担当課へお問い合わせください。申請期限が5月末のものや、限られた予算の範囲内で交付するものがあります。
- 申請しよつとする事業が、補助金の定義・目的と一致しているか、事業の展開が明確で計画に具体性があるか確認しましょう。
- 経費が補助対象になっているか確認し、経費の見積書はできるだけ細かくとりましょう。また、ほとんどの補助金は事業が完了してから支払うことになり、立て替え払いが必要になります。
- 書類の不備や指摘事項がないか、事前に内容を担当課で確認し、申請書類は期限内に余裕をもって提出しましょう。期限以降の差し替えは原則できません。